

第七回 参議院厚生委員会會議録第三十二号

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

四月二十四日委員小杉イ子君辭任につき、その補欠として川上嘉市君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○生活保護法案(内閣提出・衆議院送付)

○派遣議員の報告

○委員長(山下義信君) これより委員會を開会いたします。日程に入るに先だちまして御報告いたしますことがございます。当厚生常任委員會の専門員であります木村盛君が昨日遂に死去されました。誠に哀悼の至りに堪えません。明日午後一時から一時三十分の間自宅において告別式が行われますので、皆様のお許しを得まして厚生委員長が葬儀委員長になることにいたしましたと存じます。御了承を願います。

○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 成るべくお繰合せ下さいまして、明日は御会葬をお願いしたいと存じます。以上御報告いたして置きます。

日程に従つて生活保護法案の審議を続行いたします。先ず本日は衆議院から修正案が回付せられまして、當委員會におきます本付託に相成りましたので、衆議院の修正案につきまして、便宜上政府当局者からの要点について御説明を願ひまして、然る後厚生大

臣に対します一般質疑に入りたいと存じます。

○政府委員(木村忠二郎君) 衆議院におきますところの修正案につきまして、御説明申し上げます。

修正案の第一は、第五十一条の第二項の次に、第三項として新しい項目を設けることにいたしておるのでございます。これは指定医療機関に對しまして違反がありました場合に「その指定を取り消すことができる」という規定が第五十一条の第二項にあるのでございますが、この指定の取消をいたします場合に、医療機関の側に對して、弁明の機会を与え、及びその弁明につきまして、弁明の日時、場所及び処分をなすべき理由を通告しなければならぬという規定を設けまして、この取消を慎重にするという規定を第三項に設けたのであります。

それから第二の点は、第五十三条でございまして、第五十三条の第二項の次にやはり第三項を設けたのでございますが、これは指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査することと都道府県知事の権限として認めておるのでございまして、これに對しまして、この審査について一定の審査機関というものの意見を聴いた上で決定をすることが適當であるというので、審査の際に一定の審査機関の意見を聴くという規定を第三項に設けたわけでございまして、その機関といたしまして、社会保険診療報酬支払基金法に定めてありますところの社会保険診療報酬に

つきましての審査の委員會、或いはその他の適當な審査機関というものを、どちらでも適當なものを決めまして、そのものの意見を聴くというのが適當であるということと、審査機関に関する規定を第三項として設けたものでございます。

これに関連いたしまして、附則の第七項の次に第八項を作りまして、これ社会保険診療報酬支払基金法の一部の改正をするようにいたしましたのでございます。これは只今申しましたように、社会保険診療報酬支払基金法による審査委員會に生活保護法にありまるところの診療報酬の請求の審査をいたすことにいたしますれば、社会保険診療報酬支払基金法の審査委員會につきまして、若干の修正を加えまないと、そういうことができないことになりますので、当然第五十三条の三項を新しく設けたのに伴ひまして、支払基金法の十三

ます。それから次に保険法の第十四条のところに条文整理でございます。それから第十四条の三の第二項の次に設けましたものも、これもやはりそれと同じような条文整理でございます。十九条も同様でございます。大体支払基金法によりまして審査委員會が、この生活保護によるところの審査機関になりますことができるということにいたしました関係から来しましたところの条文の整理でございます。

次に第七十二条の第一項の中の改正でございますが、これは第七十二条の第一項におきましては、或る市町村の区域の中にあつては、或る市町村の区域の中にあつては、指定医療機関に、他の市町村から保護を委託したております場合に、その他の市町村が委託したては、支払わなければならないところの保護費並びに保護施設の事務費を、その当該所在の場所の市町村に繰替支弁をさせることができるという規定が設けられておるのでありますが、それができるものが保護施設又は指定医療機関に、第七十二条の第一項におきましては限定したておるのであります。が、保護施設或いは指定医療機関でないものにおきまして、要保護者、要保護者が委託されておるものにつきまして、これと同じように繰替支弁ができることを設ける必要があると認められるものがあるもので、そのものにつきましてでもできるようにいたしますための改正でありまして、「その区域内に所在する保護施設又は指定医療機関」

という所を「その区域内に所在する保護施設、指定医療機関、その他これらに準ずる施設で厚生大臣の指定するもの」といたしまして、その範囲を拡張いたしましたのでございます。

次の第八十四条の第二項を新たに設けましたものは、法人が違反行為をした場合、或いは法人の代表者或いは代理人、使用人、その他の従業者が違反行為をした場合におきまして、行為者を罰する外に法人或いは人に対するとしても更に刑を科することができるといふ規定を設けまないと適當でないといふところで、普通いふ両罰規定をここに設けた次第であります。これは実は、普通いふ規定を入れなければならぬのでありますけれども、その内容については従来の書き方というもの、今日においては適當でありまので、どういふふうに明かにするかというところが、この法案を出しますときまでは決まらなかつたのであります。が、大体法案を出した以後におきまして一応の形式が一定いたしましたので、それに従つてこの改正が加えられたものと思われするのであります。次に附則におきまして、法の施行期日が四月一日になつておりますのを、法案の審議提出の遅れましたことによりまして、この施行期日を一月延長するといふことにいたしましたのでございます。

○委員長(山下義信君) 只今の衆議院

の修正点についての説明につきまして、御質疑がございせんか……私からちよつと伺いますが、第七十二条の衆議院の修正点ですが、その他これらに準ずる施設」というのは、どういふものがあるでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 現在考えられますものは国立の光明寮、或いは国立の身体障害者更生指導所、その他身体障害者福祉法に基づく福祉の施設というようなものがこれに該当するものがあると考えられております。

○政府委員(山下義信君) 一般質疑を
お願ひします。

○中平常太郎君 本員は前回質疑をいたしておつたのでありますが、時間の都合上約半分程残してありますので、これから逐次質疑をいたしたいと思うのでありますが、どうか連続質疑の形態をお許しを願います。

○委員長（山下義信君）　よろしくごさいます。

○中平常太郎君 第二十四条第四項は私はどうも了解ができないのであります。が、不必要なように思われるのがある。で、お伺いするのであります。如何なる場合でも通知の要がある筈なのに、三十日を経過したなれば、申請を却下したものとみなすことができ、こうなっております。却下をそう急ぐ必要はない。調査というものは、場合によっては遠方にあるところの親族の保護者の調査することがあるし、調査の方法によつては、三十日を経過する場合があり得るのであります。するものでありますから、三十日経過した、補助が発動しなかつたからというて、大旱の雲霓を待つがごとき状態にいる。要保護者が、三十日経過して通知がな

かつたら却下されたものとみなされて、それはたまるもんですかと私は思うのですが、それなれば、少くともこれは通知しなければならん、どういうわけで……何も通知せずと抛つておいて、ひとりで申請が却下されたものだとみなすということは、如何にも不親切であると思うのです。これは三十日かかろうが、四十日かかろうが、暇が要る場合には、却つて中間報告を保護者に向つて、あなたの保護について、調査中であるから遅れるということとを公文書で以つて市町村が本人に通知するのが義務であると私は思う。この点をどういうわけで、そういう冷酷な第四項を設けられたか、その点を先ずお伺いいたします。

○政府委員(木村忠二郎君) この点は、私の方の気持ちを申し上げますと、第三項にあります通りに、決定は十四日以内にしなければならぬのが原則であります。調査等に日時を要する場合におきましても、三十日までしか延ばすことができないようになってゐるわけです。而も三十日まで延ばす場合におきましては、その理由を明示いたしまして、これを延ばすということの通知をしなければならぬことになつております。そういうことになつておりました、三十日経ちますまでの間に、保護を開始するか、しなないか、或いはその保護の内容はどういうことにするかということを決定しなければならぬことになつております。三十日を越すということは、どうしても許さないというのが建前であります。ただ、市町村長が怠慢でありますして、これを三十日間何も言わずに抛つておくということになりますと、

保護の開始の決定ありませんし、又保護をするとか、しないとか、何とも言われないで、何らの処分がないということにつきて、これに対する救

済の道がどこにも出て来ないということに相成るのであります。保護の内容につきまして、或いは保護を拒否したことにつきまして、これに対する救済の手段は、後の方に設けられておるのではありませんが、そういう何らの処分をいたしませんと、救済の手続を發動することができません。従いまして市町村長が怠けておきますときに、これに對しまする救済の發動ができないということは適當でありませんので、申請者の側におきまして、そういう場合においては、申請却下されていないが、これは却下されたものであるというようにいたしまして、直ちに救済の手続を發動することができるといふ規定を置いて置かなければならない。そういうようなことから、この場合におきましては、申請者が申請を却下されたものとみなすことができるということにしてあります。申請者の意思で申請は却下されたものとみなして、救済の手段を發動することができるといふようにいたすために、この規定を特に設けた次第であります。従いまして、若しこの規定がございませんと、そういう場合には、申請者は何ら救済の手段を持つことができないということになりまするので、どうしてもこういう規定がなければならぬというように考えております。ただ我々といたしまして、三十日の間何ら手続をしないといふことは、これは市町村長といたしましては、一つの義務違反というものの

が、責任の欠如というもの、そこにあってということによりまして、これに對しまする監督は嚴重にいたさなければならぬというように考へております。

○中平常太郎君 一庵の道理が伏在いたしておりますように思います。ただ義務違反が極めて明瞭になつて、そうして第二に發動し得る權利に移るといふことについて明確に御答弁を得ましたのでありますが、こういうことは、得てして、そのままになつてしまつ

て、第二の申請権利、救済権利というものが大抵抛棄されてしまう、普通の場合合はそれでおじやんです。三百代言みたいなのが被保護者であるならば、それはなんのかのと理窟を付けましようが、厚生大臣にまで及ぶでありましようが、大抵の場合、泣き寝入りになつてしまう。だから法で生きるものは百人に一人くらいしかない。九十九人まではこの法で殺される。私はこの点が親切がないと言う。だから三十日になつたなれば、どうしていけないかということの理由を、義務違反があるとか、調査のために遅れておるといふことの理由を保護者に通告する必要がある。それで第二の発動をする、こうしなすつたらしいということまで、そこに注意を与える必要がある。そういうことが何もなしで、ぼかんと首を切つたように捨ててしまつた形で、後には第二に発動する救済手段を、お前はしたければしなさいというような、弱い者に権利の、むずかしい権利をお前の方で選択して、第二の手段を採れよと言わんばかりの方法は、親切が足りないとい私は思うておるのであります。それは議論の分れるところでありますからあれですが、その場合に、市町村

長は、保護の要否を誰に審査せしめるのでありましようか。民主的な方法、或いは機関というものは、どういうようなものを使うようになるのでありますか。決定の要否、やる、やらんということの要否は書面調査、実地調査もして、調査したものの報告を聴いて、市町村長は決めるのでありますが、何か決めるまでの、要否を審議する機関があるのですか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(木村忠二郎君) 保護の要否を決めまするにつきましては、市町村長が補助機関といたしまして、第二十一条にありますところの社会福祉主事というものによりまして、実際にその世帯の家庭の状況がどうであるとか、収入の状況がどうであるとかということを実地に調査されまして、その調査ができましたならば、当然現在でその基準と両方から見まして調査の、保護が必要であるかどうかということが決まってくることに相成るのであります。従いまして、ここにのべております、社会福祉主事という、そういう調査をいたしまするに必要な知識を持つておられます者を置きまして、この者を置いて調査をさせる。それによりまして決定するということに相成るかと思ひます。従いましてこの場合に、調査しました事実があるにも拘らず、これに對しますところのその事実を反して、自分の、市町村長の任意で保護をしないといけないわけでは、若しそういうことがありました場合には、それは違法な処置ということになら

を過ぎてまで延ばすということは、我々の方では認めたくないものであります、ここにあります通りに、三十日までしか特別の場合にも延ばすことができませんのであります、三十日が経ちましたならば、経つてまでやらないといふのは、これは市町村長の怠慢といふことになると思う。それ以上延ばさうこと、やたらに理屈をつけて延ばすといふことを認めるということは、我々は怠したくないと思います。我々は最高三十日といふことを採つております。その場合において、救済の手段を發動する時期を作つて置かなければならぬのであります、この場合に、この規定を設けまして、救済の時期を作る、これは申請者が却下をしたものとみなすが、法律上当然却下されたものとみなすのではないのであります、三十日が三十一日、三十二日になりまして、処分がありました場合には、それは別に却下したものとみなさずに済むということもあり得るのであります。市町村長が怠慢であります。二、三日延びたという、こういう場合には、その申請者の方におきましては、三十日経つたからといつて申請を却下したとみなすといふことはできません。そういう趣旨によりまして、大体こういうような規定の方が我々としては穩当ではないかと考えている次第であります。

る思案に余り社会福祉主事の、いろいろ報告、調査を見て、自分の職務としまして市町村長がそれを決定するのであります。が、どうも思案に余るといふような場合におきましては、今中平委員の質問は、それについて何か相談をするような機関を市町村長が持つようなことに指導するかという質問であつたのであります。が、そういう場合は、市町村長が決定するについて迷いましたやうなときには、第二十二条のように、いわゆる民生委員に協力を求めるといふ建前で、個人の民生委員に相談する場合もありましようし、意見を聴くこともありましよう。或いは民生委員の地区的な、現在で申しますと民生委員協議会といふものがありますが、そういうふうな数人の民生委員のグループに相談するような場合があるか、或いは又、今中平委員の質問しましたやうな、そういうふうな決定についてできるだけ民主的な方法でやろうという考えから、市町村長が、それ／＼市町村条例等を作りまして、これらの保護の決定に、本法に基きましてその市町村長が決定するについて、市町村長がおおの／＼何か審議会、市町村長の諮問機関のようなものを市町村条例等で作るというやうな場合がありましたならば、これは都道府県知事の監督権限もありましようが、本法の運用等につきまして、そういう場合等に対しましては、本省の指導方針はどういうふうなお考を持つておられますか、関連して伺つて置きたいと思ふのであります。

○政府委員（木村忠二郎君） 大体只今委員長から御質問がありました点につきましては、一応我々としてしましては、個々の問題についていろいろ生活事情

の問題等もあります関係上、なかなかいろいろ問題があらうかと思うのであります。そういうような場合におきましては、御指摘の通り、第二十二条によりまして、民生委員或いは民生委員協議会というものに対して協力を求めるという必要があらうと思つておりますし、又そうしなければならぬものであるというふうに考えております。尙我々の方の考といたしましては、その外に都道府県の社会福祉主事というものの中に、そういう指導を特別にする有給専門職員の中の、特別な専門課というものを設けてまして、それによりましてそういうふうな場合に、ここに相談に行けばなか／＼専門的な、むずかしい問題についても、技術的な面については、そちらで以て悩みを解くようにする、何と申しますか、又社会的な、一般的な社会環境的なものであつて、民生委員に相談するが適當であるというものにつきましては、民生委員に相談するというような各種の方法を講じまして、そういう悩みを解決するようになしたというふうに考えております。そういうふうな意味におきまして、社会福祉につきましては、都道府県知事のところにこれを置きまして、十分に指導をさせるようにいたします。これもなか／＼適當なる人を養成することが今後の大きな問題であらうと思ひます。この点につきましては、十分慎重に処置をいたしたいと思ひます。

○中平常太郎君　その問題につきまして、私質問したいと思ひましたところが、委員長が大変詳しくされましたので、その点は大変よろしい御返答を受けてまして、それでよろしいのですが、

ただここに社会福祉主事というものが、全国に三千名と言われておりますが、先ず一県には七、八十名となりますが、一県で七、八十名と言いますと、百万平均でありまして十萬に七名、そうすると一万に一人いない。そうするとまあ普通一箇村に一名はない。市でも、五、六万の市なら一名乃至二名ぐらいじゃないかと思うのでありますが、それは立派な人が選ばれはいたし、ましようけれども、その人が対象者を調査する場合におきまして、どうしても手落ちもあるし、又感情の加わる場合もありましようし、そういう人の一人、二人の調査したことで直ちに市町村が決定するということは、これは極めて危険なように思われるので、民生委員という問題を必ずくつ付けて、民生委員の常任委員会あたりへ出して貰つて十分に審議しなければ、決定と貰つては人の生活に及ぼすのでありますから、極めて慎重に、人の生活の決定はない、自分の生活を決定すると同じくらいに一生懸命にやつて貰わなければいがん問題であります、これは大事なポイントであります、尙県においてもそういう意識の者を置いて協力せしめるといふお話がありましたので、相当その辺の注意を払つておられる只今の答弁でありますから、その点はそのくらいにして置きまして、私はできる限り一つの条例、市町村条例なり何かによつて、ただ一人の人の主事の意見で以て直ちに市町村が決することなく、覆審制にして置いて頂きたい、こう思うておる点をお伺いしたのであります。

次に第二十六条であります、二市町村長は、被保護者が保護を必要としな

くなたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し」とあるのですが、二十六条の、こういうことは必要がなくなつたというのは、どの程度健康にして文化的な生活に行つたとの実証を確認して後を言うのか、保護する必要がなくなつたというのは、健康にして文化的な生活水準になつたということを実証されて、確認されておつての意味を含んであるかどうか。例えば人間並みの着物を着て子女の養育から家庭の衛生方面から、これは大体において一般生活者と大して変らない状態にあるのを、いわゆる自立更生しておると認めておるのを、その状態を指して必要がなくなつたと言われておるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 先程の問題につきまして一言申上げて置きますが、社会福祉主事を三千人に限つておるつもりではないのでありまして、都道府県及び厚生大臣の指定する市町村におきましては、一定の基準で以て必らず社会福祉主事を置かなければならんことになりましたので、指定を受けた限りはそれだけに相当する職員を置かなければならんことになるわけであります。大体三千人という人数はこれを社会福祉主事とは関係ないというふう

に御了承頂きたいと思ひます。

○中平常太郎君 三千人と前に聞いたのですか、何ですか。

○政府委員(木村忠二郎君) 三千人は来年度地方職員の増員の数が二千名、従来千人ばかり補助職員を出しております。これをつまり補助職員の数です。補助なしに社会福祉主事を置かなければならんということです。

○中平常太郎君 社会福祉主事ではありませぬ。

○政府委員(木村忠二郎君) そうではありませぬ。

○中平常太郎君 社会福祉主事は全国に何人くらいいますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 市町村を指定したなければなりませんので、その市町村を指定いたしましたして基準を決めますれば、基準以内で以て各市町村に置きますところの人数が決まりますので、若し全国の市町村が決まりましたれば、とにかく少くとも一万以上のものが指定しなければならんことになるうかと考えております。現在ではこの法律によりまして、一応全部を指定するというには相成つておりませんので……

それから次は第二十六条におきましては「被保護者が保護を必要としなくなつたとき」と申しますのは、その者が、この法律に言われる保護が必要でないということでありまして、従ひましてこの法律によつて考えられておりますところの、最低限度の生活がみずから営むことができるように相成りました場合におきましては、生活保護の必要がなくなることに相成ろうかと思ひます。その場合におきましては、他の保護は或いは必要である場合もあり得るかと思ひます。それから医療保護をいたしております者につきましては、その病気の治りました者につきましては、その必要がなくなるといううことになるかと思ひます。大体ここに書いてありますのは、この法律によりまして保護が必要がなくなる、こういうふうにお考えになつて結構だと思ひます。

○委員長(山下義信君) 中平委員にちよつと伺ひますが、大臣に対する御質疑がございましたら、先にして頂きたいと思ひます。

○中平常太郎君 今日には主に項目になつておりますので、局長の答弁で十分と思ひますが……

○委員長(山下義信君) よろしくござります。続行して下さい。

○中平常太郎君 次に第二十八条であります。二十八条から始つております。その中に「立ち入り」という文字があります。この文字はそれから後にも沢山使われておりまして、極めて不快な文字と私は思うのでござります。立入調査の条文があるが、立入とは、余りに刑事犯人などの人を扱ううに聞える虞れがある。苟くもこの憲法によつて定められた基本権利であるところのものが、いわゆる敗戦後の、特に最近政府の政策の影響が大きく響いて、自分の所為でないところの悲惨な運命に突き落されていくような被害者、一種の被害者ではありませぬか、それを救ひ出すということとは、それは國家の責任ではないかと思ひます。政治的要諦は、一方に強力なる國運の伸展を図り、他方においては、その政策から来るところの落伍者を、健康にして文化的な最低限度の生活を保障しなければならぬのであります。國の義務であると同時に、保護を受ける者から言つたならば、國民の權利である。その義務行使の場合においては、政府の調査事項が起るのは当然であります。が、今少し穏やかな文句を使われたらどうか。この法案の第五十四条には、医療機関に對しまして適當な文字が使われてあるようであります。例えて申

しますれば、実地調査という文字が使われておつて「立入」という文字は使つてないのでござります。内容調査とか、そういうような書き方で結構だと思ひます。居住の場所に立ち入るといふ文字を使わないでも、場所において実地に調査を行うというとか、こうすればよいので、こんな耳障りな文字は排すべきではないかと私は思うのですが、こういう文字をわざ／＼使われたというのは、どういうわけか。余りに保護者に対して屈辱的な、侮辱的なものではないかと私は思うのですが、その点御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 立入という言葉は、それ程強い意味は持つておらないと考へておるのであります。ただその場所に入るといふことだけでござります。つまりその場所に入れるかということだけでござりまして、実際に刑事犯人とか、そういうような場合だけに使われておるのではないのであります。行政上いろいろな場所に入るという場合には、従来立入という言葉が使われておりますので、その言葉を使つただけでござります。別にこれだけで、それ程相手が悪いことをしておるという観念は全然持つておりません。又ここに書いてありますのも、ただその場所に入つてという言葉を、ただ入りといふだけでは、言葉が少し生温いといひますか、少し法律用語らしくないといひので、立入という言葉を使つたといひでござります。

○中平常太郎君 この点に議論のあるところでございますが、私はそれで打切つて置きます。

次に、ちよつと後に返りますが、十一条にありますが教育扶助であります

が、教育扶助は、あれは義務教育費として解してよろしいか、高等学校あたりに入つておる子供を持つておるところは、扶助が打ち切られていつもおるのではありませんか、そういうところにも、やはり相当英才が出て来ることもありますので、これはまあ育英の方面で救済ができると思つたおるか。高等学校へ入れようと思つたならば、扶助が打ち切られて、家計が行き詰つてしまふというふうな状態が、いつも起つて来るのであります。この点はどういうふうに打開するおつもりか、その点を一つ伺ひたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 教育扶助という言葉ですと、別に義務教育に限るわけではないのですが、この項におきましては、義務教育に一応限りましては、現在の段階におきましては、法律といたしましては、最低限度の教育と申しますと、義務教育に限られるといふふうにならうかと思ひます。そういうところから、第十三条におきまして、教育扶助の範囲を決めまして、義務教育といふことにいたしておるのでござります。高等教育以上になりますれば、その方面の教育扶助をいたしますことは、まあ現在の段階といたしましては、まだ最低生活よりは高いといふことになるのではなからうかといふふうにお考え次第であります。ただお説の通りに、高等教育を受けております者が、途中におきまして教育を受けられなくなるといふたような場合に、どちらが扶助として得策であるか、得策であるかといふことになるかと、いろいろ問題になると思ひます。が、それらの点も考へたのであります

が、現在におきましては、やはり義務教育以上の扶助をするといふことはまだ行き過ぎではなからうかといふところで、こういうような規定をいたしたのであります。御指摘のありました、高等教育を受けておりました家庭の補助を打ち切るかどうかという点でござります。これにつきましては、十分考究いたして参りたいと存じております。

○中平常太郎君 第三十五条にありますが出産の扶助は、産院の利用の場合などは大變費用が増大いたしますが、貧困者は多く裏店のようなところで、子沢山で、一室に皆うずまつておるといふところで、出産をすることが大變困難であり、又不潔であります。予後が産褥熱などが出て大變本人も苦しむことが多いのであります。そういう出産扶助といふのは、自宅を意味しておるようにも聞えるのであります。が、産院などを利用するといふ場合には、看護人を付けて行かなければいけませんし、その他物を移動せしめるための費用とか、或いは附添とかいうて、相當費用が高みますが、この出産扶助といふものは、そういうことに対して、その費用はどういうことになるのか、これをちよつとお伺ひたいします。

○政府委員(木村忠二郎君) 出産扶助につきましては、児童福祉法によりまして、この産院に入りまします場合には、これは児童福祉法に規定するところの産院の処置の方で行くわけでございます。その他のものにつきましては、出産扶助といたしましては、現在では居室で出産するといふのを建前にいたしております。従つて、金銭給付

を多くやるという建前を採つておるわけでございます。従つて、その内容につきましても、第十六条にあります通りに、分娩の介助、分娩前及び分娩後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料というようなことになつておるわけでございます。ただ医療出席の場合におきましては、これは自宅ではできませんので、その場合におきましては、これは医療扶助といたしまして、医療の方で処置するというところに相成るわけでございます。

○中平常太郎君 この第三十六条の二ですが、「前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、」と、こうありますが、こういう場合におきましては、一括生業扶助というような、現物給付というような問題は、その委託をしておるところの授産場の施設委託として交付するというような途があるのでありますか、その点。

それからもう一つ續いて申し上げますが、第三十八条で、要保護者となるのは、養老施設などで、保護施設もあります。が、できない……用を弁ずることができないとあります。独立して日常生活の用を弁ずることができない、できないということがあるのが、要保護者であります。これは誰ができないと断定するのか、やはり社会福祉主事というものなり、或いは今の先程申上げました補助機関なりが決めてできないとするのであります。

○政府委員（木村忠二郎君） 第三十六
条におきますところの利用させる場
合におきましては、その市町村、つま

り保護をいたしまするものかみずから施設を持つております場合には、その施設を利用して、施設の経費は市町村が持つておりますので、施設を利用させるという方針を採るし、持つてない場合におきましては、他の施設を持つておりますものに委託をするというふうな方法につきましては、経費は、これは前段のものにおきましては市町村等が自分で経費を持つておりまするし、それから後段のものにおきましては委託をさせるということに相成るわけであります。

それから日常生活の用を弁ずることができないかどうかということの認定でございますが、一応これは市町村長が認定することに相成ります。従いましてその認定に必要な資料は社会福祉主事がこれを集めるということになるわけでございます。

○中平常太郎君 次に第六の方の、同じ条項でありますが、第六の、授産施設に能力の設とありますが、授産施設には能力の限られたものになつておるのであります。失業者で、職業安定所へ行つても職がない、補導所へ行つても入れてくれない。現在の補導所というものは大体大工の時間が旋盤工を養成するくらいのもので、職種が限られておる。万人が入ることができない。それも一県下に大体二ヶ所か三ヶ所くらいで、平均一ヶ所に三十人くらい入れたら一杯になつた、そういうふうなことで、現在失業者の救済することとはとてもできないのであります。適当な職のあるまで差向き授産場へ行つて五十円でも取りたいという切なる希望を持つて授産場へ来るものが、沢山ある。これらにも、お前はここへ来ては

いけない、失業者だから安定所へ行け
と言ふべきか、行つても職がないので
安定所も困りぬき、その上本人に職が
なければやがて餓死するか、或いは悪
に陥るか以外にはないのであります。

こういう場合に、安定所の証明書を持つて臨時に授産場へ働きに来るものがあった場合に、就業さしてよろしいかどうか、又いなければならない人をどう取扱えばよろしいか。ただ生活保護法にかけて、家の中で仕事もせずに寝て遊ばして置くのかどうか。授産場へお前は来られんと言えば、どこへ行くか。生活保護の金を貰つて寝ているより仕方ない。これに対してどういう打開策がありますか。

○政府委員(木村忠二郎君) この第六項の規定におきまして、「身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、」云々、こう書いてありますのが、それを対象にいたすことがこの施設の目的ということになっておるわけでございます。それを阻害しない限りにおきまして、それ以外のものを収容するということは、これで禁止するものではありません。ただ主たる目的がその方にあるわけでございますから、その目的の障害にならない限りにおきましてやりますことにおきましては、何らこの法においては制限するという趣旨はないのであります。ただ御承知の通りにそういうふうな目的があります限りは、その目的の方の邪魔になるようなふうにまで他の者をこれに入れるということになりますと、これは当然目的に反するということになるかと思ひます。それから現在考えられております授産施設の整理に關連い

たしまして、只今お話のような一般失業者をこれに入れるという点でござい
ますけれども、これは過渡的の段階と
いたしまして、従来の授産事業という
ものをこの際一応整頓しようという機
会でございしますので、若干只今申し
ましたことよりも厳格に取扱うことにな
るかと思ひます。或る程度の整理が終
りました上で、実情に即した運営をす
るようにならして参りたいと考えてお
ります。一応整理の終りますまでは、
只今申しましたよりはる厳重な措置をと
るということは、これは御承願いた
いというふうに思つてゐるわけでござ
います。

○中平岸太郎君　つきましては私も、只今は授産場の整理期でありますから、嚴重になさるのが当然でありますし、又そうしなければならぬのであります。が、ただ氣遣うところは、職がなくて安定所へ行つても使つてくれるところがないという人が、働きたいという余りに授産場へ来て、一時でも、五十円でも百円でも取りたいというのを止める必要はどこにもない。だからそういう場合であつたら、安定所の方から証明書でも貰つて、何ヶ月の間とか、或いは適當な職があつたら通知するからそれまで授産場へ行つておれというような証明書を貰うとかしたならば、授産場は公然とこれを入れて仕事をさせていいのかどうか。そういうのは全員の一割二割程度のものなら差支ない

というのかどうか。固より身体に障害のある限られた人を入れることにおいては、それは積極的にやらなければならないことも、私設社会事業と雖もそれは認識しておりますからよろしいが、困るものが日常訪ねて来て仕事さ

してくれというのにさせないということとは、なか／＼授産場としてはやりにくい。だからして安定所の証明書を持つて来い、こう言つて安定所から、適当な職がないから、補導所も満員だから、この人を一時使つてくれんかというようなことがあつた場合に、私は使つてやつていいかということをお伺いするのです。

○政府委員(木村忠二郎君) 先程申し上げましたように原則といたしまして、この法律の書き方からいいたしますれば、今お話になりましたようなものを入れてはならないということにはならないのであります。ただ先程申し上げましたように、現在整理の段階にありまするからそのものについて、これを入れてよろしいということを、その整理が終りますまでの間申上げることとはできませんかろうという実情でございます。但し先程申しましたものは保護施設でありますところの授産施設でございますから、保護施設以外の、いわゆる社会事業法によりまする授産施設につきましては、必ずしもそこまで厳重に限られる必要はなからうというふうに考えております。ただ全体として考えておりますことは、授産施設の中で保護授産施設というものを今後できるだけ充実して参りたいというふうに我々は考えておるのです。

○委員長(山下義信君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(山下義信君) 速記を始めて。

○中平常太郎君 授産場が仕事をしまして、そういう限られた人によつてできたところの品物が、これは一方から売つて行かなければその資本の循環が

できない。事業が円滑に年中行うことができないのでありますからして、できたものはどんな市販へ出て売って行かなければならない。そういう場合において、社会事業法による授産場であつた場合に、附加価値税が入るから入らんかという問題です。地方税法を讀んでみますと、固定資産税などというものは社会事業の分野におきましては入らないことになつておりますが、ただここに出て来る品物を売つて行く場合には一つの市販へ出て売る、或いは原料を買うというようなことをしてやつて行くところの私設社会事業、いわゆる社会事業法による社会事業の授産場であつての売買行為、これに附加価値税が入るか入らんか、この点をお伺いします。

○政府委員(木村忠三郎君) 現在の地方税法におきましては、すべて全般的に税が免除されるようになっていないと思ひます。他の施行令におきまして、特別の措置ができる場合が一応規定されているのでありますが、これは社会施設全般には相成つておらないと思ひます。将来社会事業基本法を作ります場合に、その点につきましてはできるだけ財務当局とも折衝いたしまして、基本法によりましてしつかりしたものになつたものについては、できるだけ有利な条件をつけたらというふうな考へております。

○中平常太郎君 それなら社会事業法によれる社会事業でやつている授産場は附加価値税を取られるわけですね、今度の地方税法で。

○政府委員(木村忠三郎君) 一応現在では取られることになつてゐるよう記憶しております。

○中平常太郎君 それから固定資産税は取られんようですね、讀んで見ますと……

○政府委員木村忠三郎君 これは取れないことになつております。

○中平常太郎君 私はこの法案に大變期待しておつた、施設の増加をする方面に、どうもしつかりとしたあれが出ていないのでありますけれども、朦朧としておるのであります、第四十条の第四項に、支障のない限り廃止、縮少、休止を認めておりますが、現段階におきまして、而も失業より来るところの各種の悲劇が日常起きている今日、施設を増加せしめる積極的な条項がどうも各章を通じて発見できないのであります。「都道府県は、保護施設を設置することができ、」と云うところある。今日の世相を政府は何と見ておられるであらうか。施設はあつてもなくともいいものであれば「都道府県は、保護施設を設置することができ、」という工合でもよからうけれども、なくてはならぬものであるならば、何故に都道府県は保護施設を設置しなければならぬという必須条件にしなければならぬ。それでも施設はまだ全国で足りない。足りないならば法の上において十分に調つてこそ設備の完備ができ、拡張ができるものであらうと思ふ。而も政府がそんな考へを持たずに「都道府県は保護施設を設置することができ、」というふうな、そんな、やつてもやらなくてもいい、やれる金があればやれというふうな情けない考へで政府は保護施設が殖えると思われませんか。世相から見て要保護者というものは増加の一方であります、かつて施設の不足は一層甚だしい。かかる現状であるが故に是非ともこれは都道府県では必須条件にしなければならぬのであります、そういう方面は謳つて、ただ廃止や休止や、うちに休止せよというふうな、廃めることばかりこの法案には明かに謳つておるが、廢める方の側というものは何も抛つておいてひとりだけで潰れて行くので、何も心配して法にまでそんなことを謳つておく必要はない。捨てる方こそ法に謳つておかなければならぬ。この点政府の方針を伺いたい。

○政府委員(木村忠三郎君) 保護施設が現段階におきまして足りないといふことは申される通りでありまして、それで都道府県は保護施設を設置しなければならぬといふふうな書くということにつきましては、設置しなければならぬといふことになりまして、全部を収容しなければならぬといふことにはならないと思ひます。従ひましてこれを都道府県に申しまして、直ちにこれを不可能であります。従ひましてこれをやらせませんために必要な補助を行ひまして、その補助の限度におきまして作らせるといふような方法を採らなければならぬと思ひます。従ひましてこの保護施設の設置の奨励につきましては、予算的措置を講じましてできるだけ補助予算を多くいたしまして、これによりまして奨励をいたして行くことが適當ではないかと思ひます。従ひまして法案をいたしましては、やはり設置することができるといふ程度でなければ適當でないものでありまして、設置しなければならぬと書いておいて、実際に設置できないものがあるという状態ではよくない。一

応設置することができるといふことにして、今後他の方法を以て奨励いたすといふことで、現在各種の補助の規定もありまして、これに對しまして補助の予算を十分……十分と申しますか、できるだけいたしまして、そうして設置の奨励をいたしたいと考へております。

尚休止する場合におきまして、休止をしなければならぬといふことは言つてないのであります、やはり休止することができ、縮少することができ、この規定がございまして、この場合にこの規定がございまして、只今申上げましたように要らなくなつた場合には自然にそれがなくなつてしまふといふことでございしますが、要らなくなつても、黙つてゐるといつまでもこの保護施設といふものを置いておかなければならぬといふことになるので、この通りに廃止になる保護施設は、保護に支障のない限りはできるものでありまして、この場合に支障のある場合はできないといふ規定がございします。

○中平常太郎君 私の質問はもう少しございしますが、又機会を得て……

○委員長(山下義信君) この機会に、今回院議を以ちまして、たま／＼金沢市に開かれております民生委員全国大会に調査派遣を命ぜられましたので、その報告をさせて頂きたいと存じます。

私の出席いたしましたのは、総会と翌日の部会とでございましたが、部会の中では、第三特別委員会と第一特別委員会とに出席いたしました、生活保護法の審議に關連いたします大会参加者の意見を聴取いたしましたのでございします。第三特別委員会におきまして、社会保障制度と生活保護法との關係につきまして社会保障制度の促進要望がございました。又授産場の整備通牒の真意が不徹底でありまして、十分に理解いたしかねるような声がございました。又結核病患者の保護対策につきまして確固たる施策の強い要望がございました。第一特別委員会におきましては第二十二条の求められて協力する条文につきまして、強い不満の声がございました。又民生委員協議会の存置方を非常に要望いたしてございまして、又今回の生活保護法の改正によりまして、市町村長が保護の決定するようになり、市町村長は公選であるから、これが市町村長の選挙に悪用されるようになるであらうといふようなことを論じておりました。更に社会福祉主事の設置につきまして種々批判の声が出ておりました。尚要保護者の状態調査につきましては民生委員諸君は年々の経験者であり、事情通でございしますので、その調査につきましては飽くまで自信がありまして、その民生委員の能力につきまして十分利用されるように考慮せられたいという意見が依然として強いものがありました。以上は大体の民生委員の声として私が聴取した点でございしますが、具体的にそれらの意見を総合いたしまして、この際政府に伺つておきたいと思ひますことが一、二ありますので、この点を質疑いたしておきます。

尚只今申上げましたような大会におきますところの参加者の意見につきまして、私共の意見を尋ねられましたにつきましては、一応適宜答弁をいたしておいたのでございします。

私の伺いたいと思ひますのは、第

二十二条の協力につきまして、尙詳細に協力の方式をもつと明確に規定したならばどうであろうかという意見であります。どういふふうな協力をするのであるか、協力の範囲とか方法とかいふようなことが明確でないという非難でございます。これは起案者、政府におきましては、どういふふうな考えられたのでありましょうか。これが第一点。それから第二点は、社会福祉主事について協力を求める、市町村長及び社会福祉主事の求めによつて協力するというところでございます。社会福祉主事にも協力せよとやら。その社会福祉主事の職務権限が、本法に明確でないから協力のしようがない、どういふ職務権限を持っておるかということ、何故この法律で明らかにしておかなかつたか、こういうのであります。それから第三点は、不服申立の制度につきましては、それらの決定に対しましては、得る限り民生委員の今後の活用を、そういう点に、何と申しますか、都道府県知事の決定についての諮問と言いますか等々、先程も質疑に出しておつたのでございますが、できるだけ民生委員の意見を聴くようにする御意思があるかどうかという点であります。

以上の三点につきまして政府の所見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 民生委員が市町村長及び社会福祉主事の執行職務の執行について協力するといふのは、市町村長及び社会福祉主事が行ふ保護事務の執行につきましては、如何なる面におきましてもこれは協力することが出来る。それだけの能力を与え

てあるわけでございます。従いまし保護事務の執行に伴うどの部分かと言へば、全部に亘るということに相成るわけであります。それから社会福祉主事につきましては、市町村長の事務の執行の補助でございますからして、この生活保護法に規定してありますところの各種の事務は、すべて社会福祉主事がこれをやらなければならぬといふことになつておりますし、又やる権限も持つておるわけであります。ただ最後の決定はこれは市町村長がなさなければならぬのでありますけれども、その決定に至るまでの各種の事務及びその決定せられた事務の執行につきましては、社会福祉主事が全面的にやらなければならぬということになつております。ただ社会福祉主事といふものの置かれておる数及び能力といふものによりまして、その限度が現在の所におきましてはあるわけであります。又将来におきましても、これはあるものと考へなければなりません。従いましてこの法律の協力機関として、又社会福祉主事の能力に應じまして、この協力の範囲といふものは、異つて来ると考へなければならぬものと思つておるわけであります。尙民生委員はその本来の立場からいたしますれば、この法律の執行という意味でなしに、要保護者といふものの保護といふものにおきましては、あらゆる方面としての活動といふものがあるべきであります。それは生活保護の面においてやることもありますし、児童福祉法の面においてやる面もありますし、又職

業安定のような問題、それからその他各種のその生活に関連いたしまするあらゆる問題につきまして、何と申しますか、公の機関との間の橋渡しといふものは当然しなければならぬことである。それが民生委員の置かれた理由であると考えるのであります。従いまして、法の執行の面におきましては、単なる協力機関でありますけれども、その法の執行がうまく行くようにする民間側の組織をいたしましては、全面的に大きな活動をしなければならぬ分野があるかと考へております。救護法が施行されます前におきましては、昔の方面委員の活動、又生活保護活動のさまざまな面におきましては、非常に応用分野におきまして方面委員が活動しておつたわけであります。その面が生活保護法という非常に複雑な法律の執行のために極めてその活動が制約されておりましたのが、この際拡充されるわけであります。その活動が十分行われておる場合におきましては、社会福祉主事並びに市町村長の大きな便益が与えられると考へるのであります。そういうような面から、外からこれに對しまして働きかけるといふふうな立場と、従いまして不服の申立におきましても、要保護者の側に立ちましてできるだけ不服の申立をするように民生委員が十分援助するといふ必要があります。又そういうなければならぬものである、又それを期待しております。つまり市町村長並びに社会福祉主事の仕事につきまして、まだ十分自信を持つて我々としては完全にできるとは考へておらぬのであります。た

だこれに對する外部の批判者としての民生委員の立場といふものは、どこに我々は重きを置かなければならぬかと考へておるのであります。そういうふうな生活保護法とか児童福祉法といふ自由な立場に立つた一つの機関として活動を期待するというのが、我々の今後の民生委員に對する態度であると申して差し支ないかと思つております。

○委員長(山下義信君) 結論をいたしまして、民生委員が民間特志奉仕者としての新たな方向への切替につきましては、社会福祉のために大いに働くという熱意を依然として持つておりながら、その熱意を如何なる方式によつて具現化するかと云ふ新たな道への進み方につきまして、何と申しますか、生れ出する苦悶とでも申しますか、といふようなものが相当漂うておるようには私は見たのでございませう。従いまして折角の民生委員のこれらの熱意を新制度の上におきましても十二分に發揮し得るよう、今後民生委員の新たな指導方針、新たな指導対策といふものが、而も強力なる指導対策といふものが、ここに具体的に政府当局において樹立されなければならぬのであります。あるまいかと考へられます。即ち換言いたしますれば、全国民生委員はこの新しい生活保護法に即応する具体的な指導方策を望んでおるもののように考へられたのでございませう。政府当局者は然るべく一考せられまして、適当な対策を樹立せられたことを希望いたします。

尙参事者一同の熱望をいたしましては、生活保護法は衆議院の手を離れまして今や参議院に審議が移つておりますので、民生委員一同の希望いたし

まする諸点について十分御審議を仰ぎたいという強い要望がございましたので、この点申添えまして、私の報告といたします。

以上出張議員の報告につきまして御了承願ひますことに、御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めまして、出張報告は終了します。それではこれを以て休憩いたします。午前十一時五十一分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(山下義信君) 休憩前に引續いて開会いたします。諸君及び陳情を審査いたします。速記を止めて下さい。

午後一時五十一分速記中止

午後三時四十分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君

理事 今泉 政喜君
森森 真治君

委員 中平常太郎君
草葉 隆圓君
井上なつゑ君
穂積眞六郎君

国務大臣 林 謙治君

厚生大臣

政府委員

厚生事務官 飯島 稔君
(大臣官房 国立公園部長)
厚生事務官 木村忠二郎君
(社会局長)
厚生事務官 小山進二郎君
(会局保護課長)

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、未復員者給与法等一部改正に関する請願(第一九三二号)
- 一、生活保護法改正反対に関する請願(第一九三六号)
- 一、国立療養所貝塚千石荘施設改善に関する請願(第一九三八号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一九三九号)
- 一、生活保護法改正反対に関する請願(第一九四六号)
- 一、健康保険法改正反対に関する請願(第一九四九号)
- 一、国立療養所患者賠償予算増額に関する請願(第一九五〇号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一九五七号)
- 一、国民健康保険直営診療施設費国庫補助に関する請願(第一九六〇号)
- 一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一九六四号)
- 一、生活保護法改正反対に関する請願(第一九七二号)
- 一、生活保護法改正反対に関する請願(第一九七三号)
- 一、国立療養所の暖房施設完備に関する請願(第一九七六号)
- 一、上下水道事業費国庫補助増額に関する請願(第一九九五号)
- 一、進駐軍労働者の健康保険料国庫負担増額に関する請願(第一九九七号)

一、引揚師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願(第二〇〇〇号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇〇九号)

一、未復員者給与法等一部改正に関する請願(第二〇一九号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇二四号)

一、国立療養所患者賠償予算増額に関する請願(第二〇三〇号)

一、看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願(第二〇四二号)

一、外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願(第二〇四五号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇五二号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇五三号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇五四号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇六〇号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二〇六一号)

一、生活保護法改正案中一部修正に関する請願(第二〇七三三号)

一、外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願(第二〇七四号)

一、外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願(第二〇七五号)

一、外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願(第二〇七八号)

一、同和事業費国庫補助等に関する陳情(第三八九九号)

第一九三二号 昭和二十五年四月五日受理

未復員者給与法等一部改正に関する請願(三通)

請願者 岐阜市長森野一色国立岐阜病院内 堀一雄外九十四名

紹介議員 塚本重藏君 梅津錦一君

さきに未復員者給与法が改正されたことは、戦傷者にとつて喜ばしいことであるが、従来傷病恩給等の受給者に折角の恩恵から除外されており、今後引き続いて療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者に対しても未復員者給与法を適用されるよう一部改正をせられたいとの請願。

第一九三六号 昭和二十五年四月五日受理

生活保護法改正反対に関する請願(二通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬村上宮教会清瀬瀬園自治会山鳩会内 長岡広外三百九十五名

紹介議員 塚本重藏君

今次国会に提出された生活保護法改正案が成立すると、被保護者はもろ論、新たに保護を受けようとする療養者の生活をますます不安に陥れる結果となるから本改正法案を取り下げられ、むしろ査定規程額を引き上げられたいとの請願。

第一九三八号 昭和二十五年四月五日受理

国立療養所貝塚千石荘施設改善に関する請願

請願者 大阪府貝塚市名越一、一

九一国立療養所千石荘内 植野

郁夫 紹介議員 塚本重藏君

大阪府貝塚市所在の国立療養所千石荘は、主治医および看護婦等の定員不足はもち論、水道栓の破損、雨漏り、窓ガラスの破損等との施設は不備のまま放置されており、入所患者の療養生活に多くの支障を与えているから、同療養所の施設をすみやかに改善せられたいとの請願。

第一九三九号 昭和二十五年四月五日受理

戦争犠牲者の遺族の援護強化に関する請願

請願者 山口市八幡馬場一九吉

富幸助外千八百二十名

紹介議員 堀井伊介君 江熊哲翁君 仲子隆君 中川以良君 重宗雄三君

第五国会に衆参両院及び遺族援護に關して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮乏を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰靈行事の一般文民同様の取扱、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、母子寮保育所の増設、(五)遺族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)生業資金制度の拡充等遺族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第一九四六号 昭和二十五年四月五日受理

生活保護法改正反対に関する請願(二通)

請願者 岩手県一関市山目町泥田山下四八国立岩手療養所内 菊地希孝外三百七十九名

紹介議員 千田正君

現在国立療養所に入所の大部分の患者は、健康保険、医療保護および未復員者給与法等により辛うじて療養生活を送っている現状であるが、最近伝えられるところによると政府は健康保険法を改正して、保険料の値上げ、入院中の食費の健康保険による支給の廃止、歯科補てつに対する大幅な制限および療養給付についての一部負担等労働者および療養者の犠牲において赤字補てんを意図している由であるが、このようないちじるしい改正は、いたずらに社会不安をかます原因となり、社会保障制度に逆行するものであるから、健康保険法改正には反対であるとの請願。

第一九五〇号 昭和二十五年四月五日受理

国立療養所患者賠償予算増額に関する請願

請願者 岩手県一関市山目町泥田山下四八国立岩手療養所内 菊地希孝外三百七十九名

紹介議員 千田正君

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 岩手県一関市山目町泥田山下四八国立岩手療養所内 菊地希孝外三百七十九名

紹介議員 千田正君

結核患者に最も必要なものは栄養であるが、現在国立療養所における患者食費は少額に過ぎるので必要とする栄養も確保できず、最低療養生活は破たんしひんしているから患者の生命を保持するため、すみやかに患者食費を相当程度に引き上げられたいとの請願。

第一九五七号 昭和二十五年四月六日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十一通)

請願者 岡山県吉備郡日美村大字日羽一、五二五 竹内啓次郎外八十九名
紹介議員 太田敏兄君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九六〇号 昭和二十五年四月六日受理
国民健康保険直営診療施設費国庫補助に関する請願

請願者 茨城県猿島郡古河町長小池宗次郎
紹介議員 塚本重蔵君

昭和二十三年国民健康保険法の改正に伴い本事業が町営移管になったのを機会に、茨城県古河町では町直営病院の建設が決定され、昭和二十四年を完成目標として努力してきたが、その規格が企業として最低限度のものであるため計画を再度変更し、完備された施設により当地方医療水準の向上を計る目的で目下建設中であるが、これに要する費用はばく大な額に及ぶため現下の町村財政では全額負担は困難であるから昭和二十四年度と同様に昭和二十五年度も国庫補助せられたいとの請願。

第一九六四号 昭和二十五年四月六日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本町二九梅津松夫
紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第一九七二号 昭和二十五年四月七日受理
生活保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都杉並区和田本町八七五 杉並療養所内 村田重幸
紹介議員 今泉政喜君

この請願の趣旨は、第一九三六号と同じである。

第一九七三号 昭和二十五年四月七日受理
生活保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町野口保生園保友会内 田中幸太郎外二百六十六名
紹介議員 塚本重蔵君

この請願の趣旨は、第一九三六号と同じである。

もあり、その他設備のあるものでも、施設の荒廃がはなはだしく、しかもその殆どの療養所は施設荒廃のまま放置されているため、入所患者の療養生活に多大の支障を与えているから、北海道における国立療養所の暖房施設を完備せられたいとの請願。

第一九九五号 昭和二十五年四月八日受理
上下水道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者 静岡県沼津市議会議長松本一郎
紹介議員 平岡市三君

国民の保健衛生上また火災防止少くても市町村の集家屋の存在する場所には広く上下水道事業を普及するこれが重要国策であると思われが中小都市においては本事業は企業として成り立たないので、普及徹底は困難である。

しかしして昭和二十五年上下水道事業国庫補助予定額は一億円とのことであるが、この額は全国要望額の百分の一にも達しない様である。しかしして戦後国民の保健衛生向上の見地より本事業に対する国庫補助額を増額されたいとの請願。

第一九九七号 昭和二十五年四月八日受理
進駐軍労働者の健康保険料国庫負担増額に関する請願

請願者 東京都中央区室町一ノ二連合国軍要員健康保険組合内伊部実外十四名
紹介議員 堀真琴君 鈴木清一君

連合国軍要員健康保険組合の保険料負担割合は、現在大蔵省の主張によつて

一対一の折半主義によつては、言語、風習を異にする連合国軍のもとにあつて、重要な国家的任務に服している二十数万人の組合員とその家族四十万人に対する社会保障の見地から、連合国軍要員労働の特殊性と福利厚生施設の極めて薄い点を考慮されて、政府負担を増額せられたいとの請願。

第二〇〇〇号 昭和二十五年四月八日受理
引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願(二通)

請願者 札幌市外白石 西尾直躬外四十五名
紹介議員 木下源吾君

引揚医師に対する国家試験は二回に制限されているが、失職により生活力がなく医学書等の購入ができなかつたこと等が原因して、既に二回不合格となつた者にとつて、生活の途を立てるためにはどうしても長年体得した技能を生ず職業を選ば以外にないから、是非共試験回数を増加せられたいとの請願。

第二〇〇九号 昭和二十五年四月八日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十一通)

請願者 岡山県窪郡常盤村大字溝口一九四ノ一 高谷熊外百四十八名
紹介議員 太田敏兄君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

未復員者給与法等一部改正に関する請願

請願者 山口県熊毛郡伊保庄村国立療養所柳井病院 中谷道明外百九十九名
紹介議員 姫井伊介君 塚本重蔵君

この請願の趣旨は、第一九三二号と同じである。

第二〇二四号 昭和二十五年四月十日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十通)

請願者 岡山県真庭郡川東村大字赤野三〇五 武村岡直外三百十五名
紹介議員 太田敏兄君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二〇三〇号 昭和二十五年四月十一日受理
国立療養所患者贈与算増額に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畑黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内 山田義晴外二百六十六名
紹介議員 板野勝次君

この請願の趣旨は、第一九五〇号と同じである。

紹介議員 塚本重蔵君 河崎ナツ君 井上なつゑ君

医師、歯科医師、薬剤師等には、新制度による国家試験合格者と旧制度によるものとの間に何等差別もされておらないのであるから、看護婦資格既得権者に対しても、国家試験を免除され、これに代る補習教育制度を設け、終了者に対し甲種看護婦資格を認められたとの請願。

第二〇四五号 昭和二十五年四月十二日受理

外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の請願

請願者 長崎市十人町六三の四 岸田豊助
紹介議員 藤森真治君 井上なつゑ君

外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下附されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来學課試験があるため、多くの不合格者が出てゐるのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得権、基本的人権を侵害する等不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例制定当時同様、詮衡と口頭試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの請願。

第二〇四六号 昭和二十五年四月十二日受理

外地引揚齒科医師に国内齒科醫師免許の請願

請願者 秋田県仙北郡角館町東勝 桑町二三 菅原広
紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第二〇四五号と同じである。

第二〇五二号 昭和二十五年四月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 岡山市国富七三四 篠岡 操外十四名
紹介議員 木内キヤウ君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二〇五三号 昭和二十五年四月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 石川県石川郡旭村字相木 宮川時雄外九千三百四十三名
紹介議員 林屋鋼次郎君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二〇五四号 昭和二十五年四月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十八通)

請願者 岡山県邑久郡邑久村 岡本岩雄外九百九十名
紹介議員 稲垣平太郎君

この請願の趣旨は、等一九三九号と同じである。

第二〇六〇号 昭和二十五年四月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 山形市六日町 佐藤昌之 外一万三百六十九名

紹介議員 仲子隆君
この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二〇六一号 昭和二十五年四月十二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(百三十三通)

請願者 岡山県勝田郡公文村大字 中河内四二一 霜山孫三郎外千四十七名
紹介議員 太田敏兄君

この請願の趣旨は、第一九三九号と同じである。

第二〇七三三号 昭和二十五年四月十三日受理

生活保護法改正案中一部修正に関する請願

請願者 東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一 江戸川病院内岩 佐英一外五百五十六名
紹介議員 塚本重蔵君

生活保護法改正案の審議に当つては、同法の趣旨が、實質的に無差別、平等、健康で文化的な最低生活の保障を確保するにあることを確認されたいと、結核等長期療養を要する者の保護のために、保護の基準、保護費の負担等の各項について特例を認められたいとの請願。

第二〇七四号 昭和二十五年四月十三日受理

外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の請願

請願者 熊本県天草郡大浦村 古瀬良虎
紹介議員 木下源吾君

この請願の趣旨は、第二〇四五号と同じである。

第二〇七五号 昭和二十五年四月十三日受理

外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の請願(二通)

請願者 長崎市片瀨町三ノ五 飯島真太郎外一名
紹介議員 浅岡信夫君

この請願の趣旨は、第二〇四五号と同じである。

第三八〇号 昭和二十五年四月六日受理

外地引揚齒科醫師に国内齒科醫師免許の陳情(一通)

陳情者 北海道利尻郡仙法志村 目黒清吉外一名

外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下附されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来學課試験があるため、多くの不合格者が出てゐるのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得権、基本的人権を侵害する等、不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に対しては、国民医療法施行特例制定当時同様、詮衡と口頭試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの陳情。

第三八九号 昭和二十五年四月十日受理

同和事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者 広島県知事 楠瀬常猪
新憲法下の今日なお世襲的身分関係による各種の差別が存続していること

は、極めて遺憾であるから、(一)部落問題解決のため、責任ある対策を樹立し、必要な予算を計上すること、(二)部落の実態をすみやかに調査すること等の処置を講ぜられたいとの陳情。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、生活保護法案(予備審査のための付託は三月二十二日)